

第384回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年11月18日(木)
10:00～11:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

(1) たいらぎ潜水器漁業の公示について(諮問)

(2) みるくい・なみがい潜水器漁業の公示について(諮問)

(3) 小型機船底びき網漁業の公示について(諮問)

5 その他

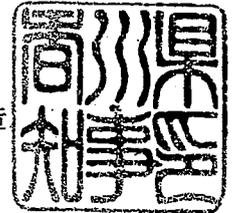
3 水産第50743号

令和3年11月16日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



たいらぎ潜水器漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和3年12月1日から令和4年4月20日
- 4 申請期間
令和3年11月19日～11月21日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
たいらぎ潜水器漁業	(1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (但し、王越を除く) (3) 宇多津町 (4) 多度津町 (5) 詫間町 (但し、詫間・栗島・志々島・大浜船越) の各地先海面	12月1日から 4月20日まで	2	与島、丸亀市、本島、多度津町、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) たいらぎ以外の水産動物植物を採捕してはならない。
- (3) たこ (いいたこを含む) つばなわ漁業の操業を妨害してはならない。
- (4) 操業時間は午前7時から午後4時までとする。
- (5) 地元組合の指示事項は厳守すること。
- (6) 養殖施設及び罟網の敷設場所から50m以内に近づいて操業してはならない。
- (7) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (8) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することができる。

たいらぎ潜水器漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、与島漁協及び多度津町漁協から、当該漁業許可の要望があった。

与島漁協からの要望の内容は、同漁協組合員が平成20年4月20日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たに着業したいというものである。

多度津町漁協からの要望の内容は、丸亀市漁協組合員が令和2年4月20日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たに着業したいというものである。

両件ともに、備讃瀬戸たいらぎ・みるくい潜水器漁業同業組合から関係漁業者との調整が図られている旨の意見書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料1-1のとおり

3 今後のスケジュール

11月18日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

11月19日～21日 申請受付

11月22日以降 許可証交付

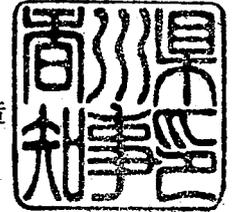
3 水産第50744号

令和3年11月16日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



みるくい・なみがい潜水器漁業許可の公示について(諮問)

○ このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置
別添資料のとおり

2 許可の条件
別添資料のとおり

○ 3 許可の有効期間
令和3年12月1日から令和4年4月20日

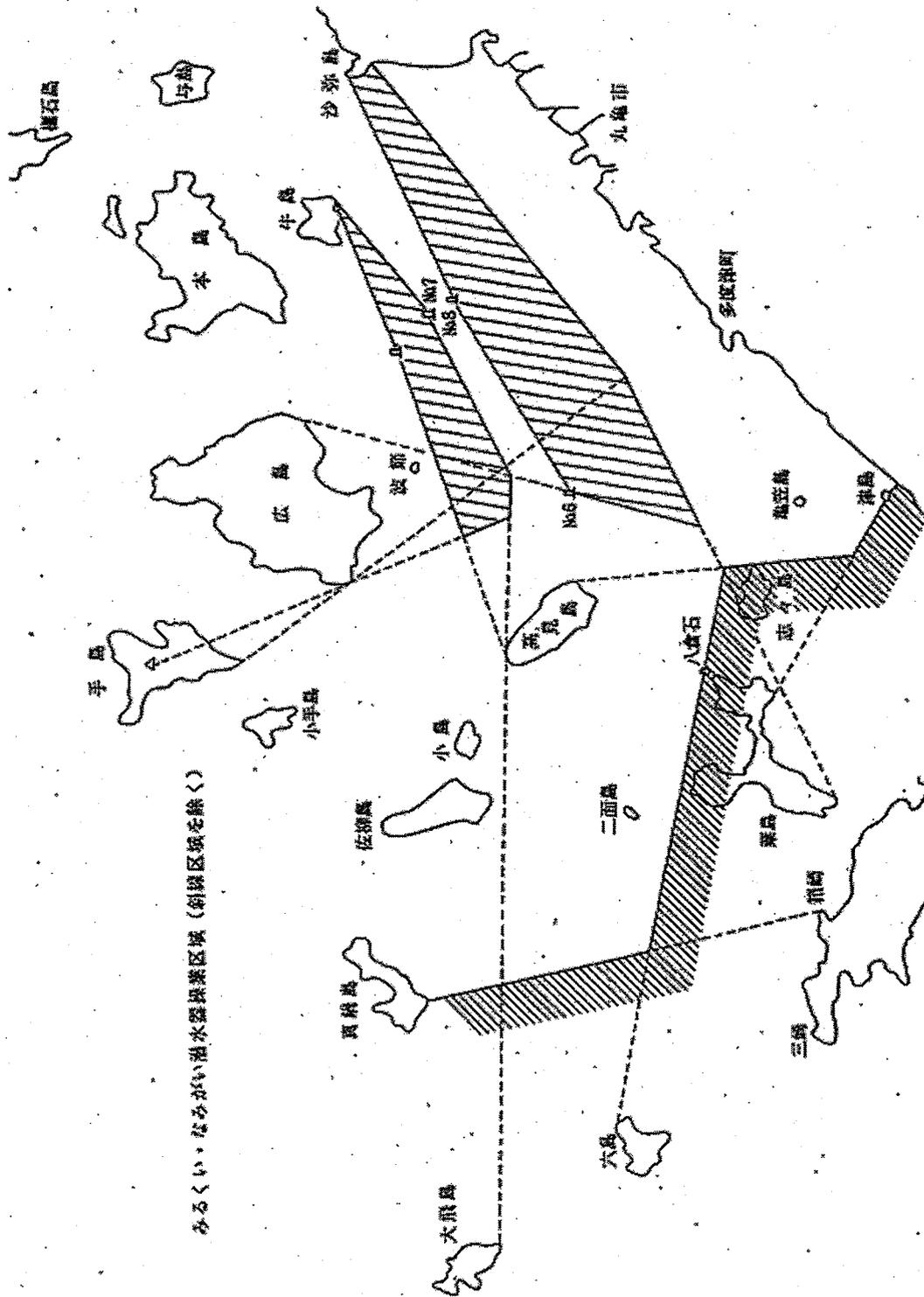
4 申請期間
令和3年11月19日～11月21日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
みるくい・なみがい 潜水器漁業	(1) 塩飽諸島 (2) 坂出市 (3) 宇多津町 (4) 丸亀市 (5) 多度津町 (但し、別紙 の斜線区域を除く) の各地先海面	12月1日から 4月20日まで	2	漁業を営む者の資格 与島、丸亀市、本島、多度津町、多度津町高見に漁 業の根拠地を有する者

2 許可の条件

- (1) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (2) みるくい、なみがい以外の水産動植物を採捕してはならない。
- (3) 操業時間は午前7時から午後4時までとする。
- (4) 地元組合の指示事項は厳守すること。
- (5) 養殖施設及び罟網の敷設場所から50m以内に近づいて操業してはならない。
- (6) 前各項に違反した場合は、この許可を取り消すことがある。
- (7) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。



みるくい・なみがい浄水場給水区域（斜線区域を除く）

みるくい・なみがい潜水器漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、与島漁協及び多度津町漁協から、当該漁業許可の要望があった。

与島漁協からの要望の内容は、同漁協組合員が平成20年4月20日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たに着業したいというものである。

多度津町漁協からの要望の内容は、丸亀市漁協組合員が令和2年4月20日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たに着業したいというものである。

両件ともに、備讃瀬戸たいらぎ・みるくい潜水器漁業同業組合から関係漁業者との調整が図られている旨の意見書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料2-1のとおり

3 今後のスケジュール

11月18日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

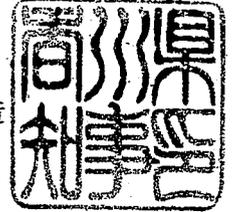
11月19日～21日 申請受付

11月22日以降 許可証交付

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎 様

香川県知事 浜田 恵 造



小型機船底びき網（えびこぎ網）漁業許可の公示について(諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

別添資料のとおり

2 許可の条件

別添資料のとおり

3 許可の有効期間

許可日から令和4年3月31日

4 申請期間

令和3年11月19日

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数
小型機船底びき網 (えびこぎ網) 漁業	坂出市・綾歌郡・丸亀市・仲多度郡地 先海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満
船舶の数	漁業を営む者の資格			
1	坂出市、与島、宇多津、丸亀市、本島、 多度津町、白方、多度津町高見に漁業 の根拠地を有する者			

2 許可の条件

- (1) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。
- (2) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)
- (3) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。(えびこぎ網漁業)
- (4) たこつばなわ、延なわ漁業者と協定のうへ操業しなければならない。(かきけた網漁業)
- (5) 日没から日の出までは操業してはならない。(かきけた網漁業)

小型機船底びき網（えびこぎ網）漁業許可の公示について

1 趣旨

今般、本島漁協から、同漁協組合員が平成19年3月31日まで受けていた許可を、自組合員が引き継ぎ、新たに小型機船底びき網（えびこぎ網）漁業を営みたいとして、当該漁業許可の要望があった。

当該漁業許可は有効期間満了から10年以上経過した許可であるが、本島漁協に当該操業区域内で操業している現業者がおり、再度1統が参入しても、資源や周辺の漁業への影響は軽微であると考えられること、また問題があれば同漁協が責任をもって対処する旨の要望書が提出されていることから、漁業調整上問題がないものと認められるため、新たに許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料3-1のとおり

3 今後のスケジュール

11月18日 海区漁業調整委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

11月19日 申請受付

11月20日以降 許可証交付